

長崎労働局発表
平成23年10月24日

担	長崎労働局労働基準部監督課
	課 長 大屋 勝紀
	設定改善指導官 佐々木博史
当	電話 095-801-0030

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です

長崎県の労働時間の現状をみると、平成22年における総実労働時間は1,927時間で全国平均(1,754時間)と比較し170時間以上も長くなっている中(別表1)長崎労働局及び各労働基準監督署に寄せられる長時間労働、割増賃金にかかる相談件数は高止まりで推移しております(別表2)。

また、監督指導を実施した事業場においても労働時間、割増賃金にかかる違反が認められるなど(別表3)依然として長時間労働、賃金不払残業の実態が窺えるところです。

これらの問題の解消のためには、使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な対処を行うことが求められます。

さらに、使用者のみならず労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使が一体となった取組が行われることが望まれます。

このようなことから長崎労働局(局長 中原正裕)では、11月を「労働時間適正化キャンペーン」期間とし、

県内の主要労使団体に対する協力要請
メール窓口の開設
広報誌・ホームページ等による周知・啓発
重点監督等の実施

などを行うこととしています。

キャンペーンの概要については、下記のとおりです。

記

1 キャンペーン実施期間

平成23年11月1日(火)から同年11月30日(水)までの1か月間

2 主な実施事項

(1) 協力要請

県内の主要な労使団体に対し、傘下の企業及び労働組合において労働時間の適正化に向けた取組等が実施されるよう長時間労働抑制等の労働時間の適正化にかかる協力要請を行います。

組 織 名	所 在 地	要 請 予 定 日 時
長崎県中小企業団体中央会	長崎市桜町4 - 1 長崎商工会館9階	10月26日(水) 10:00~
日本労働組合総連合会 長崎県連合会	長崎市桜町9 - 6 長崎県勤労福祉会館1階	10月28日(金) 10:40~
長崎県商工会連合会	長崎市桜町4 - 1 長崎商工会館8階	10月28日(金) 11:00~
長崎県経営者協会	長崎市桜町4 - 1 長崎商工会館3階	10月28日(金) 11:20~

(2) メール窓口の開設

11月1日(火)から11月30日(水)までの1か月間、全国一斉に職場の労働時間に関する情報を受け付けます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>

(3) 周知・啓発

主要な労使団体、地方自治体等の関係機関に対しリーフレットを配布し、広報誌への掲載などによる周知への協力を求めるとともに、長崎労働局のホームページによる周知・啓発を図ります。

(4) 重点監督等の実施

長崎労働局管内の労働基準監督署において、時間外労働協定の適正化に係る窓口指導を徹底するとともに、長時間労働抑制と労働時間管理の適正化を図るため、重点的に監督指導を実施します。

3 取材申込み

上記2(1)県内の主要労使団体に対する協力要請について取材を申し込まれる方は、事前に長崎労働局監督課(095-801-0030 担当佐々木)まで御連絡願います。

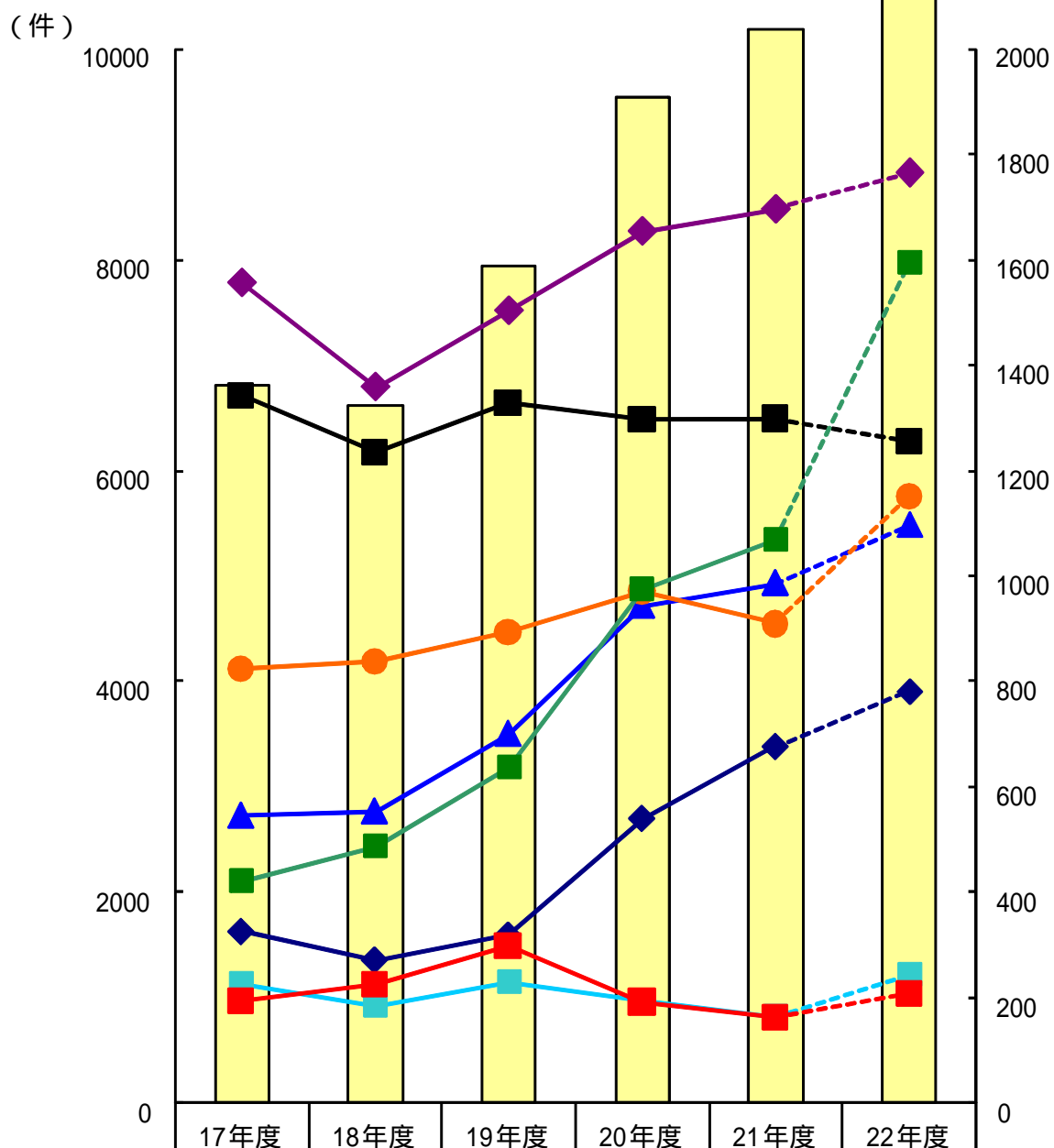
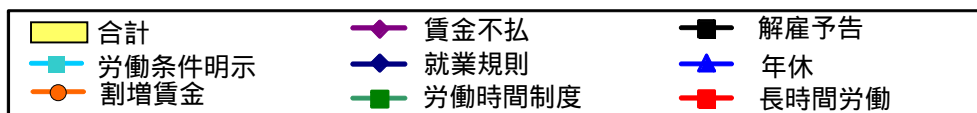
平成22年 労働者1人平均年間総実労働時間等の状況
(全国・各都道府県)

事業所規模5人以上

調査産業計	総実 労働時間 (時間)	所定内 労働時間 (時間)	所定外 労働時間 (時間)	出勤日数 (日)
全国平均	1,754	1,634	120	228
1 長崎	1,927	1,780	148	247
2 岩手	1,866	1,747	119	244
3 佐賀	1,860	1,759	101	245
4 青森	1,855	1,745	110	247
5 秋田	1,852	1,746	106	244
6 福井	1,850	1,747	103	240
7 岡山	1,848	1,716	132	236
8 熊本	1,838	1,732	107	241
9 宮崎	1,837	1,747	90	242
10 大分	1,835	1,720	115	238
11 福島	1,831	1,710	121	239
12 愛媛	1,830	1,723	107	241
13 山形	1,828	1,715	113	238
14 沖縄	1,825	1,739	86	245
15 栃木	1,824	1,686	138	233
16 富山	1,820	1,709	112	236
17 香川	1,814	1,702	113	238
18 新潟	1,812	1,699	113	239
19 石川	1,808	1,694	114	233
20 福岡	1,807	1,687	120	236
21 鳥取	1,806	1,717	89	238
22 広島	1,802	1,666	137	232
23 静岡	1,800	1,662	138	230
24 群馬	1,799	1,679	120	232
25 北海道	1,796	1,685	112	240
26 長野	1,794	1,690	104	234
27 島根	1,793	1,691	102	238
28 岐阜	1,789	1,672	118	234
29 鹿児島	1,787	1,685	102	239
30 徳島	1,784	1,681	103	234
31 山梨	1,778	1,663	115	230
32 山口	1,772	1,656	116	233
33 宮城	1,770	1,666	104	232
34 高知	1,769	1,663	106	238
35 東京	1,764	1,626	138	222
36 愛知	1,747	1,612	136	224
37 大阪	1,745	1,634	110	228
38 茨城	1,734	1,610	124	226
39 滋賀	1,733	1,608	125	224
40 和歌山	1,732	1,644	88	234
41 三重	1,732	1,613	119	227
42 京都	1,693	1,584	109	224
43 埼玉	1,688	1,570	119	222
44 兵庫	1,684	1,558	126	224
45 神奈川	1,678	1,541	137	217
46 千葉	1,672	1,554	118	223
47 奈良	1,648	1,561	86	222

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

相談項目別件数



項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
合計	6807	6616	7926	9543	10176	11205
賃金不払	1556	1358	1503	1654	1696	1764
解雇予告	1343	1234	1328	1296	1299	1255
労働条件明示	228	186	232	194	164	245
就業規則	326	272	319	540	676	781
年休	545	553	700	943	986	1097
割増賃金	825	838	895	972	910	1151
労働時間制度	421	487	637	976	1068	1595
長時間労働	194	226	298	192	163	208

監督指導等において指摘した主要な法違反

労働基準法関係


	15条	24条	32条	35条	37条	89条	108条
	労働条件 明示	賃金不払	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳
平成20年	248件	37件	453件	37件	356件	209件	175件
	15.3%	2.3%	28.0%	2.3%	22.0%	12.9%	10.8%
平成21年	161件	42件	328件	28件	322件	179件	152件
	9.3%	2.4%	19.0%	1.6%	18.6%	10.4%	8.8%
平成22年	270件	15件	435件	32件	384件	235件	227件
	11.5%	0.6%	18.5%	1.4%	16.3%	10.0%	9.6%

上段：違反件数
下段：違反率



よく働き  よく休む。



いい仕事をするには、しっかりと休まないといけません。
いい仕事は、健康なからだから、いい仕事は、適正な労働時間から、
いい仕事は、健全な職場環境から、生まれます。メリハリをつけて、リフレッシュ 
“労働時間の短縮は、労使のきずなと思いやり”

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11月1日🔥~11月30日🌧
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>

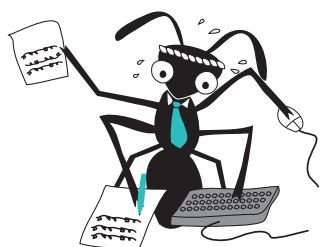
 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は 「労働時間適正化キャンペーン」

期間です。

現状の 課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの平成22年には増加に転じ、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は平成22年度においても285件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払いに係る労働基準法違反も後を絶たないところです。



長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

問題の 解消

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。^{※1}

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

① 時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、基準^{※3}に適合したものとすることが必要です。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

② 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※4}

- ◇ 企業内での教育等により、職場風土を改革しましょう。
- ◇ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ◇ 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制を整備しましょう。



※1 厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月)

※2 厚生労働省「過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置」(平成18年3月)

※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※4 厚生労働省「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月)